

奥能登広域圏事務組合告示第 2 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度及び令和 8 年度において奥能登広域圏事務組合が発注する物品の購入若しくは製造の請負又は売払い等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項において準用する同令第 167 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奥能登広域圏事務組合 組合長 坂 口 茂

第 1 競争入札に参加することができる者の資格

競争入札に参加することができる者は、競争入札参加資格に関する審査を受け、奥能登広域圏事務組合競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)又は奥能登広域圏事務組合を構成する市町(以下「市町」という。)の有資格者名簿に登載された者とする。

第 2 入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者

入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった後 3 年を経過した者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書を提出する日(以下「審査基準日」という。)の属する事業年度の直前の事業年度の決算において、販売(製造)高のある者

(4) 審査基準日までに納期限の到来した国税及び地方税を完納している者

第3 入札参加資格の審査項目

入札参加資格審査は、次に掲げる客観的事項について行うものとする。

- (1) 営業年数
- (2) 役員及び従業員数
- (3) 年間販売高又は年間製造高
- (4) 自己資本の額
- (5) 自己資本比率
- (6) 流動比率
- (7) 固定比率
- (8) 総資本経常利益率

第4 入札参加資格審査の申請手続等

1 入札参加資格審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和7年2月3日から令和8年12月25日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付場所 奥能登広域圏事務組合 事務局

2 様式は、奥能登広域圏事務組合を構成する市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)の様式に準ずるものとする。

3 申請は、それぞれ別表に定める書類を添えて、直接又は郵送にて提出するものとする。

第5 有資格者名簿の登載及び有効期間

1 組合長は、入札参加資格を有する者を決定したときは、その者を有資格者名簿に登載するものとする。

- 2 有資格者名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

第6 変更の届出

競争入札参加資格審査申請書提出後に、社名、代表者、委任による代理人、使用印鑑等の事項に変更があったときは、速やかに書面にて組合長まで届け出なければならない。

第7 入札参加資格の取消し

競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治施行令第167の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

別表

番号	提出書類の名称	摘 要
1	競争入札参加資格審査申請書	
2	委任状	支店等に権限を委任する場合
3	営業所一覧表	該当者のみ
4	納税証明書	市町内業者（市町税・県税・国税） （市町内の営業所等に委任がある業者も同様。）
		県内業者（県税・国税） （県内の営業所等に委任がある業者も同様。）
		県外業者（国税）
5	商業登記簿謄本	法人のみ
6	財務諸表	法 貸借対照表、損益計算書又は株主 人（社員）資本等変動計算書
		個 所得税確定申告時の貸借対照表、 人 損益計算書又は収支内訳書